

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月17日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
株式会社JERA
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社JERA碧南火力発電所 保税蔵置場
愛知県碧南市港南町二丁目2番
- 更新した期間
自 令和8年8月1日
至 令和14年7月31日